

2018年9月21日

原子力規制委員会
委員長 更田 豊志 殿

(茨城県在住)
相沢 一正 大石 光伸
披田信一郎 川澄 敏雄

日本原子力発電(株)東海第二発電所設置変更許可申請書の補正に伴い、審査のやり直しと審査書案の公表ならびにパブリックコメント実施を求める申立

貴委員会は去る7月4日に東海第二発電所設置変更許可申請に対する「審査書案」を公開し、翌5日からパブリックコメントを求め8月3日までに終えています。

しかるに日本原子力発電株式会社は、審査書案ならびにパブリックコメント終了後の9月12日に至って、当該設置変更許可申請書の第5回目の補正を行い貴委員会に提出し、貴委員会はそれを受理されました。

しかしこの補正書の内容は、「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」に即した申請がなされていないだけでなく、軽微な字句修正や記載の適正化にとどまらない内容を含んでおり（別記）、審査書案に影響する事項も多々あることから、申請書自体に「内容の不備」があったことを示しています。

申請者に新規制基準の要求事項を十分に理解していないための混乱・混同があるとともに、申請に係るマネジメント能力の欠如と言わざるを得ません。事業者には最低限の要求事項である新規制基準への不理解・混乱、設備の使用目的の混乱があるとすれば、いざという時にどの設備をどう使うかという理解ができていないことを意味し、事業者として安全対策がきちんとできるのかその資質が疑われます。

このような、「内容に不備のある申請書」をもとに審査を終了し、事業者自身による最終補正が行われる前に「審査書案」が公開されたことは、行政手続き上の手順を踏み誤ったものであり無効と解されます。

しかも、第5回目の補正書が提出された9月12日のわずか6日後の同18日には、第6回目の補正書が出されるというのは、異常な事態と言っても過言でないと考えます。

つきましては、あらためて公開の審査会合において事業者の理解について正すと同時に、最終の申請書をもとにした「審査書案」を明らかにしてあらためてパブリックコメントを募集することをここに求めます。

ご返答は9月26日までに下記まで頂けますよう申し添えます。

〒302-0109 茨城県守谷市本町281 常総生協気付

大石光伸 tel：080-2041-3443（携帯） fax：0297-45-6675

(別記) 設置変更許可申請書の内容の不備について

1. 工事計画審査で指摘されたことに伴う設置変更許可申請書の訂正は「記載内容の適正化」ではすまされないこと。
2. それぞれの設備の要求される設置目的・設計目的を混乱・混同した記載があること（DB設備とSA設備の混乱、常設設備と可搬型設備の混乱、多様性・位置的分散と独立性の混乱および独立対象の混乱、ブローアウトパネル目的・要求事項理解の混乱、代替淡水源を水源とする設備の混乱、可搬型代替注水ポンプの大型と中型の使用目的の混乱。加えて主要な重大事故対処施設の設備分類の認識過誤による大幅な欠落）
3. 誤記載・欠落があること（常設代替高圧電源設備燃料移送ポンプの最高使用温度を既設の温度55℃と異なる温度66℃を記載、スライド式水密ハッチの材料の記載間違い、SA設備としての可搬型設備の取水箇所はSA用取水ピットだけしかないので複数の取水箇所が選べるとの誤記載、代替循環冷却系の弁の操作性の記載もれ）
4. 設備の構成、機能及び仕様や素材についての記載の変更は、設備の目的に係る重要な変更であり、単なる用語・表現・体裁の適正化ではないこと（「基本設計方針」（設置変更許可）と「詳細設計」（工事計画認可）に明確に区分できない段階規制の問題を含んでいるが、「記載の適正化」を理由に、津波損傷防止水密扉の素材合金の記載の不正確（炭素鋼→ステンレス鋼）、中央制御室遮蔽材料記載の不正確（鉄筋コンクリート→普通コンクリート）、常設代替高圧電源設備燃料移送ポンプの最高使用温度の仕様は明確にしているのに対し、溢水拡大防止堰や止水板の数を具体的に21とか29と工事計画に係る仕様を具体的に記載していたものを「一式」などとあいまいにしてみたり、遮蔽の厚さを許容値を見込んだ最低値に変更するなど）
5. 一つの設備に対する複数の相矛盾する要求事項によって混乱せざるを得ない事項があること（ブローアウトパネルの解放と閉止等）